

国 地 契 第 1 9 号
国 官 技 第 6 8 号
平成 2 0 年 1 2 月 2 2 日

各地方整備局総務部長
企画部長 あて

国土交通省大臣官房地 方 課 長
技術調査課長

「ユニットプライス型積算方式の試行について」の一部改正について

「ユニットプライス型積算方式の試行について」(平成16年12月16日付け国地契第27号、国官技第192号)の別添「ユニットプライス型積算方式試行実施要領」の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

第2中「次に掲げる工事」を「土木請負工事における設計書及び工事数量総括表に関する標準的な構成内容について」(平成8年4月1日付け建設省技調発第90号)に定める工事工種体系に基づく次に掲げる工事」に改め、各号を次のように改める。

- 1) 河川改修事業における築堤・護岸工事
- 2) 河川維持修繕事業における河川維持工事及び河川修繕工事
- 3) 道路新設・改築事業における道路改良工事及び舗装工事(新設工事に限る。)
- 4) 道路維持修繕・雪寒事業における道路維持工事及び道路修繕工事

第4の2.1)中 を とし、 として次のように加える。

合理的な下請価格の形成

発注者と請負者(元請業者)間で締結した単価合意書を公開することにより、元請業者と下請業者の間では、当該単価合意書における各ユニット当たりの単価を前提とした合理的な下請価格が形成されることが期待されるため、その効果について把握する。

附則

この通知は、平成20年12月22日から施行する。